附則第四十一条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第四十五条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第六十四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第六十八条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十三条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十六条の三第一項第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十六条の四第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第八条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第三十一条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第四十九条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第五十三条第三項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第四項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第五条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第七条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第八条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第九条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加え、同条第三項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第四項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十六条第一項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十七条第一項第七号及び第二項第八号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百八十号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十三年第二百六十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十一年一月三十日、三月二十三日及び二十四日、平成二十三年五月十二日、六月三十日、七月十八日、七月二十八日、八月十二日、八月十五日、八月十九日、九月十四日及び十月四日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十三年十一月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

別表の1、10、42、46、50、61、75、77、78、115、118、124、125、131、134、145、172、381、384、391、393、397、398、399、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、414、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、467、488、548、571、577及び578を次のように改正する。588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598を追加する。